



地区名	都道府県	地区審査委員会委員	応募書類提出先
北海道	北海道	○角 幸博	北海道大学名誉教授 NPO 法人歴史的地域資産研究機構代表理事
		石丸 貴康	北海道建設部建築局長
		片山めぐみ	札幌市立大学デザイン学部講師
		神谷 剛	国土交通省北海道開発局営繕部長
		小西 彦仁	(公社)日本建築家協会北海道支部長 ヒココニシアーキテクチャ(株)代表取締役
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	○石田 壽一	東北大学大学院工学研究科教授
		小坂 孝紀	国土交通省東北地方整備局営繕部長
		佐々木正明	宮城県土木部営繕課長
		進藤 勝人	(公社)日本建築家協会東北支部長 (株)八州建築設計事務所専務取締役
		福屋 粧子	東北工業大学建築学部建築学科教授
関東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野	○山崎 俊裕	東海大学教授
		小泉 雅生	東京都立大学大学院教授
		桜井 慎二	さいたま市建設局建築部次長
		高岡 美佳	立教大学教授
		高橋 武男	国土交通省関東地方整備局営繕部長
北陸	新潟 富山 石川	○山下 秀之	長岡造形大学建築・環境デザイン学科教授
		大氏 正嗣	富山大学芸術文化学部教授
		道地 慶子	石川工業高等専門学校建築学科教授
		野口 久	国土交通省北陸地方整備局営繕部長
		若杉 俊則	新潟市建築部長
中部	岐阜 静岡 愛知 三重	○加茂紀和子	名古屋工業大学大学院教授
		加藤 智信	愛知県建築局公共建築部公共建築課長
		谷村 留都	アール・アンド・エス設計工房副所長
		松尾 徹	国土交通省中部地方整備局営繕部長
		武藤 隆	大同大学教授
近畿	福井 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	○鈴木 毅	近畿大学建築学部教授
		植野 甚一	大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室長
		小池志保子	大阪公立大学大学院生活科学研究科准教授
		中山 義章	国土交通省近畿地方整備局営繕部長
		船木 七月	読売新聞大阪本社論説・調査研究室長
中国	鳥取 島根 岡山 広島 山口	○大久保孝昭	広島大学大学院教授
		衣笠 准一	(一社)広島県建築士事務所協会会長 (株)近代設計コンサルタント会長
		西尾 達司	国土交通省中国地方整備局営繕部長
		平木 久恵	(有)グリーンブリーズ代表取締役
		的場 弘明	広島県土木建築局総括官(建築技術)
四国	徳島 香川 愛媛 高知	○大谷 英二	高知工科大学名誉教授
		赤堀 良信	徳島県県土整備部次長
		伊藤 誠泰	国土交通省四国地方整備局営繕部長
		釜床美也子	香川大学創造工学部助教
		武智 和臣	(有)アトリエA & A代表取締役
九州 沖縄	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	○鯉坂 徹	鹿児島大学大学院理工学研究科建築学専攻教授
		板橋 薫	国土交通省九州地方整備局営繕部長
		今崎 博明	長崎県土木部営繕課長
		川津 悠嗣	(公社)日本建築家協会九州支部幹事(前支部長) かわつひろし建築工房代表
		姫野 由香	大分大学理工学部准教授
		政近 圭介	内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕調査官

第18回  
**公共建築賞**  
国土交通大臣表彰 行政施設部門・文化施設部門・生活施設部門

## 公募のご案内

公共建築は、多様な主体の参加による公共空間の形成、価値観の共有化の中核として重要な役割をもち、それを今そして次代へと伝えていくためには、持続可能なプロセスが求められています。わたしたちは、公共建築の総合的な水準の向上に寄与することを目的に、昭和63年に公共建築賞を創設し隔年で実施してまいりました。以来、小規模な建築物はもとより公共建築のありようを探るのに有益な多数の応募をいただいています。このたび、第18回公共建築賞の候補となる公共建築を公募いたしますので、ふるってご応募くださいますようご案内申し上げます。

募集期間 **2022.6.1** 水 ~ **8.31** 水  
当日消印有効(宅配便は受付印)

- 審査委員会委員** (敬称略 委員は50音順)
- 委員長 **和田 章** 東京工業大学名誉教授
  - 委員 **植木 暁司** 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長
  - 見城美枝子** 青森大学名誉教授、エッセイスト
  - 白石 真澄** 関西大学教授
  - 妹島 和世** 建築家
  - 春田 浩司** (一社)公共建築協会会長
  - 涌井 史郎** 東京都市大学特別教授
  - 渡辺 正信** 東京都財務局建築保全部長



# 第18回 公共建築賞 募集要項

1. 目的 公共建築賞は、優れた公共建築を表彰することにより、公共建築の総合的な水準の向上に寄与することを目的とする。
2. 対象建築物 賞の対象とする建築物は、国の機関、地方公共団体又は政府関係機関若しくはこれに準ずる機関が施行した建築物並びにその他公共性の高い建築物で、2014（平成26）年4月から2019（平成31）年3月の間に竣工したものとす。ただし、第2次審査（本要項8.審査(3)参照）の公共建築賞審査委員会委員が設計者として関与したもの及び特別な場合を除き既に応募したものは対象としない。<sup>※1)</sup>
3. 賞の種類 (1)公共建築賞  
次の3部門<sup>※2)</sup>ごとに、総合的に最も優れた建築物を、国土交通大臣表彰とする。ただし、該当する建築物のない場合もありうる。  
①行政施設部門  
②文化施設部門  
③生活施設部門  
(2)公共建築賞・特別賞  
特に優れた特徴をもつ建築物2点内外を、国土交通省大臣官房官庁営繕部長表彰とする。  
特に優れた特徴とは、本要項8.審査(4)の審査の視点による評価に基づくとともに、地域振興、環境への配慮、保存・活用、木材活用等で特に優れているものをいう。  
(3)公共建築賞・優秀賞  
優れた建築物を公共建築協会会長表彰とする。
4. 表彰対象者 表彰の対象者は次の三者とする。  
(1)事業者又は建築主若しくは施設管理者  
(2)設計者  
(3)施工者
5. 応募の方法 (1)応募の申込み  
応募の申込みは、公共建築協会会員（正会員又は賛助会員）で前項の表彰対象者のいずれかが行う。公共建築協会会員でない場合は、公共建築協会正会員の推薦を必要とする。いずれの場合も、あらかじめ他の表彰対象者の了解を得るものとする。  
(2)提出書類  
提出書類は次による。  
①応募書類を収めたA4たて型クリアポケットファイル【1冊】  
1) 目次 【1枚】  
2) 応募申込書（様式1）その1 【1枚】  
3) 応募者詳細情報（様式1）その2 【1枚】  
4) 応募理由書・推薦理由書（様式2） 【1枚】  
5) 建物説明書（様式3）その1～4 【各1枚 計4枚】（その4は必要に応じて提出）  
6) 図面 【A4版8枚以内に編集】  
7) 写真（B6サイズ以上、10枚以内） 【A4版6枚以内に編集】  
\*様式1～3の用紙は、当協会ホームページからExcelデータをダウンロードして使用してください。また、書類の作成は「第18回公共建築賞応募関係書類作成上の注意」（応募用紙データに付随）によってください。  
②上記①1)～7)までの書類を両面コピーしたものを【5部】（九州沖縄地区は【6部】）  
③広報用写真（A4サイズ以上） 外観、内観 【各1枚】  
④補足資料（特に必要な場合のみ）  
(3)応募に要する費用は、応募者の負担とする。  
なお、上記(2)の①6)及び7)、③並びに④については、希望により返却する。ただし、公共建築賞、公共建築賞・特別賞を受賞したものを除く。

6. 募集期間 2022（令和4）年6月1日（水）～8月31日（水） ※締切りが第17回より早くなっていますのでご注意ください。  
※当日消印有効。宅配便は受付印。
7. 書類提出先 本要項5.応募の方法(2)による提出書類の提出先は、応募する建築物が所在する地区の公共建築協会地区事務局とする。ただし、沖縄県に所在する建築物は、九州地区事務局とする。
8. 審査 (1)審査は、第1次審査及び第2次審査の2段階によって行い、それぞれ書類審査及び必要に応じて現地調査を行う。  
(2)第1次審査は、公共建築賞地区審査委員会において、地区ごとの応募建築物について、下記の点数以内の優れた建築物を選考し、公共建築協会会長に推薦する。  

北海道地区3、東北地区3、関東地区6、北陸地区3、中部地区3、近畿地区4、中国地区4、四国地区3、九州沖縄地区3

  
(3)第2次審査は、公共建築賞審査委員会において行い、同委員会は第1次審査で推薦された建築物について、受賞建築物を選考し、公共建築協会会長に推薦する。  
(4)審査は、次に掲げる視点による評価により行う。  
①企画、設計、施工が優れていること。  
②地域社会への貢献が著しく、文化性が高いこと。  
③施設管理、保全が良好に行われていること。
9. 表彰等 (1)受賞建築物が決定したときは、当該建築物の応募者に通知するとともに、建築関係雑誌、新聞、公共建築協会のホームページ等において公表する。  
(2)公共建築賞及び公共建築賞・特別賞の表彰は、2023（令和5）年11月に行う。公共建築賞・優秀賞の表彰は、各地区において2023（令和5）年4月から5月の間に行う。  
(3)受賞者には、表彰状を贈るほか、受賞建築物に取り付けられる銘板を贈る。  
(4)公共建築協会が、受賞建築物を広く紹介するために、関係資料を掲載、展示する場合は、無償で使用できるものとする。
10. 留意事項 公共建築賞は、国土交通省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会のご後援により実施しているものであり、応募者は公共建築賞の趣旨・目的にそぐわない行為を厳に慎むとともに、重大な法令違反、審査委員に対する働きかけ等不誠実な行為、応募資料の虚偽記載及び暴力団等に該当することが明らかになった場合を含め、その内容によっては、審査の打ち切り、受賞決定又は受賞の取消し、受賞の保留等の措置を講ずる場合がある。

注1) 「その他公共性の高い建築物」とは、注2)による文化施設部門及び生活施設部門のなかで、主として民間施設をいう。また、改修施設や保存施設で、新たな機能等の付加や用途変更等による改修により一新した施設又は歴史的建造物を保存したもので、改修、保存の竣工時期が条件を満たすものは応募対象とする。  
なお、特別な場合を除き既に応募したものは対象としないが、「特別な場合」とは、過去に応募した施設を、新たな機能等の付加や用途変更等による改修により一新した場合をいう。

注2) 「行政施設部門」とは、国及び地方公共団体の行政に必要な施設及びそれらを補助する施設をいい、司法、立法関係の施設を含み、庁舎、会議場、研究所等の用に供するものをいう。  
「文化施設部門」とは、地域住民の文化的活動にかかわる施設及びそれらを補助する施設をいい、展示、図書、芸能及び余暇等の用に供するものをいう。  
「生活施設部門」とは、地域住民の日常生活を支える施設及びそれらを補助する施設をいい、宿泊、福祉、医療、教育、研修、集会、体育、流通、交通等の用に供するものをいう。